

平成26年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業 (第三号研修(特定の者対象))実施要領

1 目的

平成24年4月から「社会福祉および介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為を実施できるようになったことから、居宅等において必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 実施主体

NPO法人エイエルエス大分(第三号研修(特定の者対象))の大分県登録研修機関

3 実施期間

平成27年3月31日まで

4 研修の種別

(1) 現場演習及び実地研修

5 受講対象者

第三号研修(特定の者対象)を修了した者で、利用者が新たに「たんの吸引等」の行為が追加になった場合、または新たな利用者を行う介護職員等

6 定員

随時

7 研修内容

(1) 実地研修(現場演習含む)

- ①日時：原則として申込み後2週間以内に利用者・指導看護師との調整のもと、随時実施
- ②場所：利用者のいる居宅等
- ③講師：研修機関が依頼する指導看護師(原則利用者担当の訪問看護師)

8 修了証明書等の交付

実地研修を終了した介護職員等に対し修了証明書を交付する。

9 受講料および実地研修損害賠償保険料

6,000円(内2,000円は保険料で利用者1名の費用)

なお、受講料等の支払いは、研修機関指定の振込方法で支払うこと。